

平成29年度 第2回建築確認実践研修（意匠・設備コース） Q&A

質疑番号	種別	公開日	最終更新日	質問要旨	回答要旨(案)	備考
1	意匠審査のポイント	2月28日	2月28日	技術的助言：平29国住街第127号(平成29年11月10日付)については、宅配ボックス等の前面に対しては、施行令第119条(廊下の幅)が適用されるのか。	原則的には施行令第119条の適用を受けますが、例外として掛からない場合があります。	
3	集団規定の審査	2月28日	2月28日	法第42条第1項第3号道路及び第2項道路について法施行日を基準として説明されたが、法施行日以降に都市計画区域または準都市計画区域に入った区域の道路はその区域に入った時点での道路が基準となるのではないか。	貴見のとおり、第3章の規定が適用されるに至った際が基準となります。	